

専決処分の承認を求めることについて

平成 29 年度大磯町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専 決 処 分 書

平成 29 年度大磯町一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 9 月 29 日

大磯町長 中 崎 久 雄

理 由

平成 29 年 9 月 28 日に衆議院が解散されたことに伴い、第 48 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査を実施するための経費に係る予算措置の必要が生じた。選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

公示日 平成 29 年 10 月 10 日

投票日 平成 29 年 10 月 22 日

(別紙)

平成 29 年度大磯町一般会計補正予算 (第 3 号)

平成 29 年度大磯町の一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,195 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,395,203 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	県支出金	595,700	13,195	608,895
	3 委託金	53,204	13,195	66,399
	歳 入 合 計	10,382,008	13,195	10,395,203

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,540,471	13,195	1,553,666
	4 選挙費	16,256	13,195	29,451
	歳 出 合 計	10,382,008	13,195	10,395,203